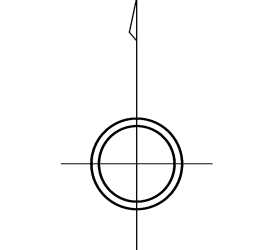


L-8	L-9	L-10
M-8	M-9	M-10
N-8	N-9	N-10

行政区画  
東広島市



記号

□	普通建物	▲	三角点
■	壁付建物	□	水塔
○	普通無壁倉庫	▽	公共施設
□	壁付無壁倉庫	●	公共施設
○	普通無壁倉庫	●	公共施設
○	壁付無壁倉庫	●	公共施設
○	普通無壁倉庫	●	公共施設
○	壁付無壁倉庫	●	公共施設

○	官公署	●	門
△	裁判所	●	門
△	検察庁	●	門
△	郵便局	●	門
△	郵便局	●	門
△	郵便局	●	門
△	郵便局	●	門
△	郵便局	●	門
△	郵便局	●	門

—	真備道路	—	普通鉄道
—	軽便道路	—	特殊鉄道
—	徒歩道	—	索道
—	鉄道線	—	建設中の鉄道
—	建設中の道路	—	鉄道場
—	歩道・分岐等	—	駅の待合室
—	道のトンネル	—	駅の待合室
—	道の橋	—	駅の待合室
—	道の橋	—	駅の待合室
—	道の橋	—	駅の待合室
—	道の橋	—	駅の待合室

—	田	—	雑草地
—	畑	—	山地
—	水田	—	山地
—	水田	—	山地
—	水田	—	山地
—	水田	—	山地
—	水田	—	山地
—	水田	—	山地

株式会社 日紙コンサルタンツ調製

東広島市

測 図 昭和 46 年 10 月 (撮影 昭和 46 年 9 月) 数値化 平成 18 年 3 月 修正 平成 27 年 2 月 (撮影 平成 23 年 9 月) 産 緯 高 築地系 等高線間隔 2m

1:2,500

この地形図は、測量法の規定に基づき国土測図院院長が公共測量業務計画書を提出し、かつ建設省院長の承認を得て同院所管の測量機及び測量成果を使用して調製したものである。(承認番号)昭46第1030号

この測量成果は、国土測図院院長の取査をうけて得たものである。(勘測番号)平26中公第17号

この測量成果は、国土測図院院長の承認及び取査を得て同院所管の測量機及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号)平17中公第354号

標高は平成14年度国土交通省告示第9号の標高による。投影法はメルカトル投影法。図面に表示してある標高はキロメートル単位。方位は0.5メートル単位。高さの基準は東京湾の平均海面。等高線の間隔は2メートル。平面図外縁は、世界測地系による。